

下関市監査委員公表第18号  
令和3年(2021年)7月14日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 小野 雅 弘  
同 大賀 一 慶  
同 香川 昌 則  
同 小熊坂 孝 司

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
都市整備部	市街地開発課、公園緑地課、建築指導課
教育委員会	中央図書館、長府図書館、彦島図書館 菊川図書館、豊田図書館、豊浦図書館 菊川教育支所 菊川教育支所管内の小中学校及び中学校（全4校）

2 監査の範囲

令和2年4月1日から令和3年3月31日までににおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞取りにより行った。

4 監査の期間

令和3年5月1日から令和3年7月9日まで

5 監査の結果

財務に関する事務は、改善が必要な事項や制度的な検討が必要と思われる

事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。

## 6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

都市整備部 市街地開発課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
都市整備部 公園緑地課	
	[指摘事項] (1) 老の山公園維持管理業務に係る契約事務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約としているが、当該随意契約にあたり、下関市契約規則第20条の規定による「契約を締結する前」及び「契約を締結した後」の各事項を公表する手続を行っていなかった。同規則の規定に基づき、適正に事務処理されたい。
	[指摘事項] (2) 公園の占用を許可したにもかかわらず、下関市都市公園条例に基づく使用料を徴収していない事例や、占用する物件が該当しない区分の使用料を徴収している事例があった。 まず、使用料を徴収していない事例として、公園の上空を架線が占用する場合の使用料の不徴収が見受けられた。次に、占用する物件が該当しない区分の使用料を徴収している事例として、「高圧キャビネット」によって占用する場合に、同物件が該当しない「郵便差出箱、公衆電話所、警察署の派出所及びこれに附属する物件、天体、気象又は土地観測施設」を占用物件とする区分の使用料を徴収している。 下関市都市公園条例第14条第1項により、占用等の許可を受けた者は同条例の別表第3に定める使用料を納付しなければならないが、架線や高圧キャビネットによる占用のように同表に直接該当する項目がない場合は、同表中の「その他の占用」に該当し、別に市長が定める額を納付しなければならないが、市長は、架線や高圧キャビネットが占用する場合の使用料を定めていない。現行の条例では占用を許可された者は使用料を納付しなければならない旨が規定され、市は使用料を徴収する義務がある。条例の定めるところにより使用料が徴収されるよう、適正に事務処理されたい。
	[意見] (1) 公園施設の漏水、建具等の修繕のうち緊急を要するものについて、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）を適用し、一者選定による随意契約（以下「一者随契」という。）により、すべての修繕に係る契約を一業者と締結

<p>しているが、契約の相手方として当該一者を選定した理由が不明確と思料する。当該一者を選定した理由を、止水栓の位置などに詳しい業者でなければ対応が難しいためとしているが、漏水等の修繕に対応可能な業者は他にも存在することから、当該理由は、当該一者を選定する根拠として十分とは言えず、選定の公平性に疑義が生じかねない状況と見受けられた。</p> <p>下関市随意契約ガイドラインでは、「一者随契は、特定の相手方と契約を結ぶこととなり「公平性」を確保することが難しくなることから、その判断には、特に慎重を期する必要がある、どのような調査を行った結果、どのような理由で一者しかないと判断したのか等を具体的に明らかにし、「透明性」を確保する必要がある」とされている。</p> <p>一者随契により契約を締結する場合は、客観的に適正かつ妥当と判断し得る理由等を明示されたい。</p>
--

**都市整備部 建築指導課**

[指摘事項] 及び [意見]  
なし

**教育委員会**

中央図書館、長府図書館、彦島図書館、菊川図書館、豊田図書館、豊浦図書館

[指摘事項]

(1) 利用者からの申請により、図書館資料の写しを郵送で交付する場合や、県外の図書館から資料の写しを取り寄せる場合に、申請者から手数料等として受領した現金や定額小為替の取扱いが不適切な事例があった。具体的には、受領した現金等の全額により作成した分任出納員の領収書を申請者に交付したにもかかわらず、一部のみを市に入金し、入金しなかった現金で郵送に必要な費用を支払ったという事例である。また、受領した現金等の一部のみを市に入金し、その額の領収書を交付し、領収書に記載していない部分の現金で郵送に必要な費用を支払ったという事例や、市に入金せずにその全額をもって郵送等に必要費用を支払ったという事例もある。申請者が負担する郵送等に係る費用は市の歳入にならないとの認識で事務処理がされたと思料するが、これが市の歳入にならない理由は見当たらない。受領した現金や定額小為替を適正に収入されたい。

[意見]  
なし

**教育委員会 菊川教育支所**

[指摘事項]

(1) 条件付き一般競争入札の公告に、次の不適切な事項が見受けられた。下関市契約規則に基づき適正に事務処理されたい。

ア 下関市契約規則第4条第3項第3号に規定する「契約条項を示す場所及び日時」が記載されていなかった。(下関市菊川ふれあい会館エレベーター保

	<p>守点検業務、菊川教育支所管内施設一般廃棄物収集運搬業務)</p> <p>イ 下関市契約規則第4条第3項第7号に規定する「無効入札に関する事項」の一部が記載されていなかった。(下関市菊川ふれあい会館エレベーター保守点検業務)</p>
	<p>[意見]</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定を適用し、緊急復旧修繕の契約を一者を選定した随意契約(以下「一者随契」という。)により締結しているが、伺書に相手方の選定理由が記載されていない事例や、記載された選定理由の内容が不明瞭な事例が見受けられた。一者随契による契約の締結にあたっては、「透明性の確保」の観点から、客観的に適正かつ妥当と判断し得うる理由等を明示されたい。</p>
<p><b>教育委員会 菊川教育支所管内の小学校及び中学校(全4校)</b></p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項に基づいて、市長がスポーツ共済掛金の一部を児童生徒の保護者から徴収するにあたり、不適切な事務処理が見受けられた。</p> <p>まず、市長は児童生徒の保護者への納入の通知を行っていない。教育委員会からの災害共済加入の案内や、学校長からの集金に関する連絡書面はあるが、これらは関係法令等に定めるところによる納入の通知にあたらぬ。</p> <p>また、菊川中学校では、ほとんどの保護者から口座振替により当該掛金のうち保護者から徴収すべき額を集金をしているが、市の公金口座ではなく、学校長名義の口座を振替先としている。さらに学校長は、保護者からの校納金等公金以外の金額とあわせて振り替えられた金額から、スポーツ共済掛金の相当額を学校長名義の口座から引き出して、分任出納員として、公金口座に払込んでいるが、その際、児童生徒の保護者へ領収書の交付を行っていない。</p> <p>市の歳入の収入方法は、公正さと確実さを担保するためにも、地方自治法、地方自治法施行令等において定めるところによりこれを行う必要があるが、本件においては、前述のとおり適正な方法で収入されているとは言えない。関係法令等に則し、適正に事務処理されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>

以上